

令和5年度における新型コロナウイルス感染症に係る
教育実習特例及び介護等体験特例の適用等について（概要）

令和4年11月
文部科学省
総合教育政策局教育人材政策課

1. 新型コロナウイルス感染症に係る特例期間の延長

(1) 教育実習特例の延長（教育職員免許法施行規則の改正）

令和2年度から令和4年度までの間、新型コロナウイルス感染症に起因するやむを得ない理由により、教育実習の全部又は一部を実施することができないときは、教育実習の科目を課程認定を受けた教育実習以外の科目で代替することを可能とする特例が設けられているところ。

令和4年度に引き続き、令和5年度についても、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽教育実習の実施が困難となる事態が想定されるため、特例の適用期間とする。

(参考) 教育実習の実施状況（令和2年度及び令和3年度）

	教育実習を 通常通り実施※	教育実習の一部を 特例措置で 別科目に置換え	教育実習の全てを 特例措置で 別科目に置換え	計
令和2年度	151,244人(97.8%)	2,319人(1.5%)	1,096人(0.7%)	154,659人
令和3年度	141,663人(98.7%)	889人(0.6%)	971人(0.7%)	143,523人

※ 教育実習を実習・演習代替又は学習指導員代替（特例以外の方法）で実施した場合は、「通常通り実施」として計上。

(2) 介護等体験特例の延長（介護等体験省令及び文部科学大臣決定の改正）

令和2年度から令和4年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験における受入れが困難な場合は、7日間の介護等体験を介護等に関する大学科目や講習の受講等で代替可能とする特例が設けられているところ。

令和4年度に引き続き、令和5年度についても、新型コロナウイルス感染症のため介護等体験の実施が困難となる事態が想定されるため、特例の適用期間とする。

(参考) 介護等体験の実施状況（令和2年度及び令和3年度）

	介護等体験を 通常通り実施	代替措置により 介護等体験を免除	翌年度以降に全部 又は一部見送り	計
令和2年度	11,751人(18.8%)	43,893人(70.4%)	6,718人(10.8%)	62,362人
令和3年度	8,946人(15.2%)	46,445人(79.1%)	3,287人(5.6%)	58,678人

2. 介護等体験の対象施設の拡大（介護等体験省令の改正）

介護等体験の対象施設として、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程（以下「日本語指導の特別の教育課程」という。）を編成する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程が定められているところ。

「学校教育法施行規則」（昭和22年文部省令第11号）の改正により、令和5年4月1日より高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部においても日本語指導の特別の教育課程が編成可能となったことを踏まえ、当該学校についても介護等体験の対象施設に加えることとする。

3. 施行日

令和5年4月1日（予定）

○文部科学省令第 号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条の二第二項及び別表第一備考第一号並びに小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項及び第三項の規定に基づき、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

文部科学大臣 永岡 桂子

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則及び教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の

一部改正）

第一条 次に掲げる省令の規定中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

一 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）附則第三十九項

二 教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令

第四十一号) 附則第八項

(小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部
改正)

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則
(平成九年文部省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定
の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(介護等の体験を行う施設)</p> <p>第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校(これらのうち、同法第八十一条第二項若しくは第三項に規定する特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十六条若しくは第五十六条の二(これらの規定を同令第七十九条、第七十九条の六又は第八十条第一項において準用する場合を含む。)、第八十六条若しくは第八十六条の二(これらの規定を同令第八十条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第四百四十条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。)</p> <p>二(略)</p> <p>附則</p> <p>2 令和二年度から令和五年度までの間に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第三条第一項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。</p>	改正前
		<p>(介護等の体験を行う施設)</p> <p>第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校(これらのうち、同法第八十一条第二項若しくは第三項に規定する特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十六条、第五十六条の二(これらの規定を第七十九条、第七十九条の六又は第八十条第一項において準用する場合を含む。)、第八十六条(第八十条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第四百四十条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。)</p> <p>二(同上)</p> <p>附則</p> <p>2 令和二年度から令和四年度までの間に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第三条第一項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者

令和二年八月十一日

(令和三年四月十三日一部改正)

(令和四年三月二十五日 一部最終改正)

(令和五年 月 日最終改正)

文部科学大臣決定

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する文部科学大臣が定める者を次のように定め、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年文部科学省令第二十九号）の施行の日から施行する。

1. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者について

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者は、令和二年度から 令和四年度令和五年度 までの間において介護等の体験を行うことを予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にあることその他これに類する事由により介護等の体験を行うことが困難な者（以下「介護等体験代替措置対象者」という。）であって、次の（1）から（7）までのいずれかに該当するものとする。

（1）課程認定大学等（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一備考第五号イに規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する小学校又は中学校の教員養成機関、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）による改正前の免許法（以下「旧法」という。）による小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る認定課程を有する大学又は旧法別表第一備考第三号の規定によ

り文部科学大臣の指定を受けている小学校又は中学校の教員養成機関をいう。以下同じ。)において、令和五年度令和四年度までに、当該課程認定大学等が認定を受けた特別支援学校の教諭の普通免許状に係る課程において開設される特別支援教育に関する科目の単位を一単位以上修得した者

(2) 令和五年度令和四年度までに、別表の第一欄に掲げる指定を受けている課程認定大学等において開設される科目のうち、同表の第二欄に掲げる規定により定められている教育内容に関するものであって、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該課程認定大学等が認めるものの単位を一単位以上修得した者

(3) 令和五年度令和四年度までに、社会福祉に関する科目を定める省令(平成二十年文部科学省・厚生労働省令第三号)第五条第一項の規定により実習演習科目の確認を受けた課程認定大学等における当該実習演習科目の単位を一単位以上修得した者

(4) 在学する課程認定大学等において、令和五年度令和四年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法別表第三備考第六号に規定する文部科学大臣の認定した通信教育(以下「免許法認定通信教育」という。)の科目に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置を受けた者

(5) 令和五年度令和四年度までに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目のうち一以上の科目の履修の認定を受けた者

(6) 免許法認定通信教育において、令和五年度令和四年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が3の規定により指定した科目(以下「指定科目」という。)の単位を一単位以上修得した者

(7) 令和四年度までに、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和四年法律第四十号)第二条の規定による改正前の免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習(以下単に「免許状更新講習」という。)であって、文部科学大臣が、令和五年 月 日の改正前の本決定により、4の規定により指定していたもの(以下「特定講習」という。)の課程のうち十八時間以上の履修の認定を受けた者

2. 1 (2) について

課程認定大学等は、1(2)の規定により、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして認めた科目があるときは、当該科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3. 1 (6) について

(1) 指定科目は、免許法認定通信教育の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。

(2) 文部科学大臣は、指定科目を指定したときは、当該指定科目をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(3) 指定科目の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

~~4. 1 (7) について~~

~~(1) 特定講習の指定の基準は、次のとおりとする。~~

~~イ 講習の内容が、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものであること。~~

~~ロ インターネットを利用する方法又は放送の視聴により学修させるもの（対面による方法と組み合わせて行うものを除く。）であること。~~

~~ハ 令和五年三月三十一日までの間に、受講及び課程の一部の履修の認定が可能なものであること。~~

~~(2) 特定講習は、免許状更新講習の開設者からの申請に基づき、文部科学大臣が指定する。~~

~~(3) 文部科学大臣は、特定講習を指定したときは、当該特定講習をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。~~

~~(4) 特定講習の開設者は、1 (7) に定める者になろうとする者が特定講習の受講を求めたときは、当該特定講習の実施に支障のない限り、これに応ずることができる。~~

~~(5) 特定講習の開設者は、特定講習を受講する介護等体験代替措置対象者をその他の受講者と区分して管理しなければならない。~~

~~(6) 特定講習の指定に関する手続その他必要な事項については、別に定める。~~

4.5. 証明書について

(1) 1 (1) から (7) までに掲げる者は、免許法第五条の二第一項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、それぞれ 1 (1) から (7) までに掲げる者に該当する旨を証する証明書を提出するものとする。

(2) 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者（介護等体験代替措置対象者に限る。）から請求があったときは、当該者に該当する旨を証する証明書を発行するものとする。

イ 1 (1) から (3) までに定める科目を開設する課程認定大学等 1 (1) から (3) までに掲げる者

ロ 1 (4) に掲げる者の在学する課程認定大学等 1 (4) に掲げる者

ハ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 1 (5) に掲げる者

ニ 1 (6) により指定された科目を開設する免許法認定通信教育の開設者 1 (6) に掲げる者

(3) 特定講習の開設者は、介護等体験代替措置対象者であって特定講習の課程の一部の履修の認定を受けた者から請求があったときは、その者の当該履修に関する証明書を発行するものとする。

(4) 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

別表

第一欄	第二欄
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号の学校又は同条第二号の保健師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）別表一
保健師助産師看護師法第二十条第一号の学校又は同条第二号の助産師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表二
保健師助産師看護師法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校又は同条第三号の看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三又は別表三の二
保健師助産師看護師法第二十二条第一号の学校又は同条第二号の准看護師養成所の指定	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表四
理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号又は第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第三号）別表第一又は別表第一の二
理学療法士及び作業療法士法第十二条第一号又は第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則別表第二又は別表第二の二
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号の社会福祉士短期養成施設等又は第三号の社会福祉士一般養成施設等の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第一若しくは別表第三又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第一若しくは別表第三
社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号まで又は第五号の学校又は養成施設の指定	社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第四若しくは別表第四の二又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは別表第五
義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の学校又は義肢装具士養成所の指定	義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第三号）別表第一、別表第二又は別表第三

介護等体験代替措置完了証明書（記入例）

（ふりがな）

氏 名

（旧 姓）

（通 称 名）

生年月日

上記の者は、下記のとおり、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に規定する文部科学大臣が定める者」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和5.4年3月25日最終改正。以下「大臣決定」という。）に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）附則第2項の規定により読み替えられた同令第3条第1項に定める文部科学大臣が定める者となるために必要な措置（を受けたこと）（の一部を受けたこと）（を受ける見込みであること）を証明する。

令和 年 月 日

〇〇大学学長 〇〇〇〇

記

1. 代替措置の種類

大臣決定1（_____）の規定による措置

2. 代替措置の具体的な内容

（大臣決定1（1）から（3）までの規定による措置の場合）

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】〇〇〇〇	単位	令和 年 月 日

（大臣決定1（4）の規定による措置の場合）

学修した印刷教材に対応する科目名	措置完了年月日
視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (5) の規定による措置の場合)

科目名	履修認定年月日
視覚障害児の教育課程と指導法 又は 聴覚障害児の教育課程と指導法	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (6) の規定による措置の場合)

科目名	単位数	単位修得年月日
【例】○○○○	単位	令和 年 月 日

(大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合)

特定講習たる免許状更新講習の名称及び認定番号	時間数	履修認定年月日	対象免許種 (対象職種)
【例】【選択】○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (令○○-○○○○○-○○○○○号)	6時間	令和 年 月 日	教・養・栄

備考

- 一 2. (大臣決定 1 (7) の規定による措置の場合) の「対象免許種 (対象職種)」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 2. の表は、不要な部分は省略して差し支えない。また、表中の表記を一部変更しても差し支えない (例: 「単位修得年月日」を「単位修得年度学期」とする)。

【本人記載欄】

私は、令和2年度から令和5年度令和4年度までの間において介護等の体験（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条第2項に規定する介護等の体験をいう。以下同じ。）を行うことを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により介護等の体験を行う施設における受入れが困難な状況にある等の事由により、介護等の体験を行うことが困難な状況でした。

氏 名
(旧 姓)
(通称名)

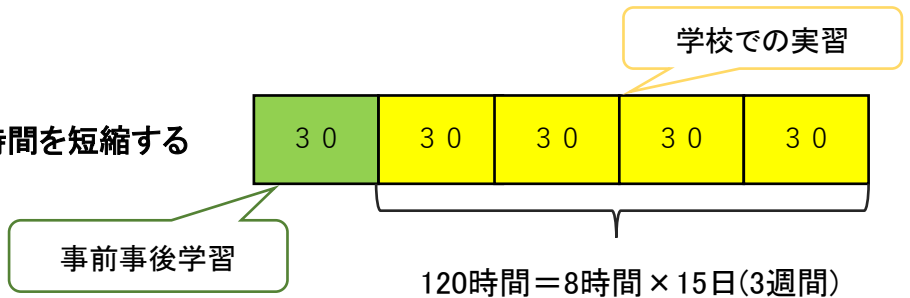
令和2年度から令和5年度までの間に教育実習の実施が困難な場合の対応 ～小学校の教育実習（5単位）の例～

（1単位の授業時間を30時間で実施した場合）

1. 特例措置によらず授業時間の短縮や大学での実習により対応する方法

（令和2年度から令和5年度までの期間に限り運用で対応）

① 代替措置を使用せず授業時間を短縮する



② 令和2年度から令和5年度までの間に限り、教育実習の科目の単位の全部又は一部を大学での実習で代替可能とする

全部又は一部を大学での実習で可
学習指導員の活用も可能

- ・教育実習に相当する教育効果を有すること
- ・学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること



2. 特例措置により教育実習以外の科目で代替する方法

（令和2年度から令和5年度までの期間に限り省令上の特例により措置）

- ※ 上記の教育実習の授業時間を短縮する場合や大学での実習の代替を検討しても実施が困難な場合等真にやむを得ない場合のみ、以下の省令上の特例の活用を検討すること。

③ 教育実習の科目の単位の全部又は一部を教育実習以外の科目*で代替可能とする

全部又は一部を教育実習以外の
科目で代替可



- ※各教科の指導法や特別支援、教育課程の編成方法、生徒指導等の座学の科目

大学での実習

教育実習以外の科目

④ ①～③を組み合わせることも可能



小中学校の教員免許状授与に必要な介護等体験の代替措置等について

1. 課題

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、小中学校の教員免許状授与の要件として、7日間の介護等体験（特別支援学校、老人福祉施設、障害者支援施設等）が必須とされている。

令和4年度に引き続き、令和5年度についても、新型コロナウイルス感染症のため介護等体験の実施が困難な事態が想定される。

2. 対応策

（1）代替措置の設定

令和2年度から令和5年度までの間に介護等体験を予定していたにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験を行うことが困難な者であって、以下いずれかの代替措置を受けた者の介護等体験を免除する（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の改正及び文部科学大臣決定）。※学年問わず対象にする

(1) 大学等において、令和5年度までに、特別支援学校の教職課程において開設されている特別支援教育に関する科目の単位を1単位以上修得した者
(2) 令和5年度までに、医療関係職種等（※2）の養成施設に指定されている大学等において開設される科目のうち介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして当該大学等が認めるものの単位を1単位以上修得した者
(3) 令和5年度までに、文部科学大臣・厚生労働大臣の確認を受けた大学等における社会福祉に関する実習演習科目の単位を1単位以上修得した者
(4) 在学する大学等において、令和4年度までに（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置（※4）を受けた者
(5) 令和5年度までに、（独）国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目（※3）のうち1科目以上の履修の認定を受けた者
(6) 免許法認定通信教育において、令和5年度までに、介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した科目の単位を1単位以上修得した者
(7) 令和4年度までに、インターネット型等の免許状更新講習で介護等に関する専門的知識及び技術を重要な事項として含むものとして文部科学大臣が指定した講習の課程のうち18時間以上の履修の認定を受けた者（※5）

※1：「大学等」とは、小学校又は中学校の教職課程を置く大学・教員養成機関を指す

※2：介護等体験を免除されている看護師、社会福祉士、理学療法士等の9つの職種等

※3：視覚障害教育領域又は聴覚障害教育領域の教育課程及び指導法に関する科目

※4：学修成果を教職にどう生かすか等をレポートで1,200-1,600字程度記述し確認を受ける

※5：免許更新制の解消に伴い、令和4年6月30日までに受講した者のみ対象

（2）その他の対応

遠隔による体験も可能とする（通知・運用継続）

テレビ会議システムを活用した障害者や高齢者等との交流など、学生等が入施設に出向かない遠隔による体験も可能とする。

3. 施行日

令和5年4月1日

特例法第2条第1項における「特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める施設」は、特例省令に基づき以下の施設とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- ・ 障害者支援施設
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム
- ・ 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を行う施設

身体障害者福祉法

- ・ 身体障害者福祉センター
- ・ 身体障害者生活訓練等事業を行う施設

社会福祉法

- ・ 授産施設

児童福祉法

- ・ 乳児院
- ・ 母子生活支援施設
- ・ 児童養護施設
- ・ 障害児入所施設
- ・ 児童発達支援センター
- ・ 児童心理治療施設
- ・ 児童自立支援施設
- ・ 障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）を行う施設

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法

- ・ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

生活保護法

- ・ 救護施設
- ・ 更生施設
- ・ 授産施設

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

- ・ 居宅生活支援事業を行う施設
- ・ 養護事業を行う施設

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

- ・ 国立ハンセン病療養所等

老人福祉法

- ・ 老人デイサービスセンター
- ・ 老人短期入所施設
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 老人福祉センター
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 老人居宅生活支援事業（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業）を行う施設

介護保険法

- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院
- ・ 居宅サービス（通所リハビリテーション、短期入所療養介護）を行う施設
- ・ 地域密着型サービス（複合型サービス）を行う施設

学校教育法

- ・ 特別支援学校

学校教育法施行規則

- ・ 特別支援学級を設置する学校
- ・ 通級による指導を行う学校
- ・ 療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校
- ・ **小中高の日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校**
- ・ 小中高の不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

- ・ 不登校児童生徒の学習活動に対する支援する公立の教育施設